

年 月 日

様

香川県丸亀市長 印

督促状

年度 申告分 法人市民税 の納付について

下記の金額が未納になっておりますので、至急納めてください。督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに税(料)金を完納しないときは、財産の差押えを受けなければならないことになります。

科目	調定	賦課	期/月	通知書番号	納期限
法人市民税	年度	年度	申告		年 月 日
金額		督促手数料		延滞金	
円		円		納付(入)時計算(下記参照)	

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税(料)額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数 又は 全額を切り捨てます。)に当該延滞金特例基準割合(※)に年 %を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については当該延滞金特例基準割合に年 %を加算した割合(当該加算した割合が年 %を超える場合には、年 %の割合))を乗じて得た延滞金額を税(料)金に加算して納めなければなりません。

※延滞金特例基準割合・・・各年の前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年 %を加算した割合

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

※この文書には黒色の電子公印を使用しています。*既に納付済みの場合は、ご了承ください。

指定期日： 年 月 日